

### 第3回智頭町議会定例会会議録

平成24年9月12日開議

#### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第77号 平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第78号 平成23年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第79号 平成23年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第80号 平成23年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第81号 平成23年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第82号 平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第83号 平成23年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第84号 平成23年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第85号 平成23年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第86号 平成23年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第87号 平成23年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第15. 議案第88号 平成23年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

- 第16. 議案第89号 平成24年度智頭町一般会計補正予算(第2号)
- 第17. 議案第90号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第18. 議案第91号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19. 議案第92号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第93号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第21. 議案第94号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第22. 議案第95号 智頭町課設置条例の一部改正について
- 第23. 議案第96号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第24. 議案第97号 公の施設における指定管理者の指定(旧塩屋出店及び西河克己映画記念館)について
- 第25. 報告第6号 法人の経営状況について
- 第26. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案第77号 平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第5. 議案第78号 平成23年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第6. 議案第79号 平成23年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第7. 議案第80号 平成23年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8. 議案第81号 平成23年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 9. 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0. 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1. 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2. 議案第 8 5 号 平成 2 3 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3. 議案第 8 6 号 平成 2 3 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4. 議案第 8 7 号 平成 2 3 年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5. 議案第 8 8 号 平成 2 3 年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6. 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度智頭町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 7. 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 8. 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 9. 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 0. 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 1. 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 2. 議案第 9 5 号 智頭町課設置条例の一部改正について
- 第 2 3. 議案第 9 6 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 2 4. 議案第 9 7 号 公の施設における指定管理者の指定 (旧塩屋出店及び西河克己映画記念館) について
- 第 2 5. 報告第 6 号 法人の経営状況について
- 第 2 6. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番	中野 ゆかり	2番	平尾 節世
3番	田中 潔	4番	安住 仁志
5番	岸本 眞一郎	6番	徳永 英太郎
7番	石谷 政輝	8番	中澤 一博
9番	国石 俊	10番	酒本 敏興
11番	谷口 雅人	12番	西川 憲雄

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町長	寺谷 誠一郎
副町長	金児 英夫
教育長	藤原 一彦
病院事業管理者	西尾 稔
総務課長	葉狩 一樹
企画課長	岡田 光彦
税務住民課長	藤原 孝
教育課長	長石 彰祐
建設農林課長	岡本 甚一郎
山村再生課長	山本 進
地籍調査課長	安藤 充憲
福祉課長	岸本 光義
総務課参事	矢部 整
税務住民課参事兼水道課長	西沖 和己
会計課長	寺坂 英之
病院事務次長	寺谷 和幸
代表監査委員	岡田 一

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 河村 実則

書 記 塚 越 奈 緒 子

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（西川憲雄） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、平成24年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（西川憲雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、岸本眞一郎議員、6番、徳永英太郎議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長（西川憲雄） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの10日間と決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（西川憲雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成24年6月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率について並びに平成23年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、議会報告会における住民要望について、智頭町長から回答がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員会派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思っております。

今期議会の説明員につきましては、9月5日付をもって町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第77号から日程第24．議案第97号並びに日程第25．  
報告第6号まで　　22案一括上程

○議長（西川憲雄）　　日程第4、議案第77号　平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第97号　公の施設における指定管理者の指定についてまでの21議案及び日程第25、報告第6号　法人の経営状況についてを一括して議題とします。

なお、日程第4、議案第77号から日程第24、議案第97号までの21議案に対する本日の日程は、提案理由の説明及び質疑までとします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第3回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第77号から議案第88号は、平成23年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月20日から31日までの間、監査委員により監査を受けた結果、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第89号から議案第94号までは補正予算についてです。

議案第89号 平成24年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明します。

総務費では、人事異動に伴う人件費の調整のほか、訴訟費用、庁舎トイレの改修工事に係る経費及び住宅用太陽光発電システム設置費補助金をそれぞれ増額しています。

民生費の障害者福祉費では、障がい者虐待防止センターの相談窓口を福祉課に設置するための経費、生活保護費では、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者またはおそれがある者に対して住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うための経費をそれぞれ措置しています。

衛生費の予防費では、定期予防接種の生ポリオワクチン経口接種が、本年9月1日から不活化ポリオワクチン皮下注射に変更となったことによる経費の増額、母子衛生費では、不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、新たに特定不妊治療及び人工受精に係る経費を助成します。

清掃費では、既に運搬経費を予算計上しています、PCB、ポリ塩化ビフェニルの処理について、今回、智頭病院で保管しているものと合わせて処分する経費を措置しています。

農林水産業費の畜産業費では、本年10月に長崎県で行われます全国和牛能力共進会に本町の和牛2頭が選抜されたことから、滞在費等を助成します。

林業振興費では、森林経営計画作成を500ヘクタール追加することによる森林整備地域活動支援交付金の増額、緑の産業再生プロジェクト事業では、作業路網の追加整備による補助金の増額を措置しています。森林セラピー事業では、去

る7月末に森林セラピー基地グランドオープン1周年記念イベントを開催し、県内外から約500名の方にご参加いただき、参加者から高い評価をいただいたところではありますが、今後ますます森林セラピーや民泊の知名度を上げるとともに、これらのファンを確実にふやしていくためのPR経費を計上しています。

商工費では、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の指定管理に要する経費のほか、国際交流事業研修費を計上しています。

土木費の道路維持費では、町道福原線用地測量業務に係る経費、道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の測量設計業務委託料が増額となったことに伴う事業費の組み替え及びふるさと整備土木事業の増額を措置しています。

教育費の小学校費では、統合した智頭小学校児童が、対外的な各種陸上大会に本町を代表して出場するための統一した陸上競技用ユニフォームを新調する経費を計上しています。

社会教育総務費では、社会教育主事の資格取得のための講習に職員1名を派遣するための経費のほか、緊急雇用創出事業を活用して、統合した6つの旧小学校に残る記録写真・教材・学校要覧等の歴史資料をデータベース化し、資料集を作成するとともに、展示公開することにより歴史資料を後世に引き継ぐための措置をしています。また、現在修復中の県指定文化財「豊乗寺大師堂」修理保存事業において、当初計画段階ではわからなかった新たな補修箇所が判明したことにより、経費を増額しています。

文化財整備活用費では、緊急雇用創出事業を活用して石谷家住宅及び本町分団屯所の観光交流を促進する措置をしています。

災害復旧費では、林道滝谷線の法面が崩落を続けたため、これの詳細設計を行うための経費を計上しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当の所要額を特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は9,651万8千円であり、補正後の予算総額は56億2,472万2千円となります。

議案第90号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の所要額を計上しています。

議案第91号 智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算は、昨年度弁護士に委任し、回収した住宅新築資金貸付金等に対する成功報酬として所要の額

を措置しています。

議案第92号 智頭町公共下水道事業特別会計補正予算は、智頭浄化センターの機械設備のほか、マンホールポンプ等の修繕料を計上しています。

議案第93号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、平成23年度社会保険診療報酬支払基金への負担額が確定したことによる返還金を措置しています。

議案第94号 智頭町水道事業会計補正予算は、平成26年度から始まる新地方公営企業会計制度に対応する財務会計システムを導入するための経費を計上しています。

次に、議案95号 智頭町課設置条例の一部改正につきましては、障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行されることに伴い、市町村に障がい者虐待防止センターの窓口の設置が義務づけられ、事務分掌に追加するとともに、昨年設置した福祉事務所などあわせて事務分掌の見直しを行うものです。

次に人事案件ですが、議案第96号 智頭町教育委員会委員の任命については、谷口和枝氏が平成24年9月30日で任期満了となるため、新たに平井早苗氏を選任したいので本議会の同意を求めるものです。

次に、議案第97号 公の施設における指定管理者の指定については、本年10月1日から旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の指定期間開始に伴い、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

報告第6号につきましては、株式会社サングリーン智頭の平成23年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第77号 平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第88号 平成23年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案は決算審査意見書が提出されています。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田 一） ただいまご指名をいただきました、代表監査委員の岡田 一でございます。よろしく願いいたします。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

皆様のお手元にあります決算審査意見書は、町長より提出されました平成23年度の決算関係の書類に基づき、中澤監査委員と審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

初めに、平成23年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査について報告いたします。

審査期日は平成24年8月20日から27日、8月31日の6日間であります。

審査の対象は、各会計歳入歳出決算。平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成23年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算で、附属書類といたしまして智頭町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

審査の方法といたしましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施するとともに、収支手続等の適法性を確認するため、関係者からその説明と資料の提出を求めて、定期監査、例月現金出納検査等の結果を参考にしながら審査を行いました。

4、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りがないものと認められた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われたものと認められた。

公有財産については、土地、建物は財産台帳により、有価証券、出資金、物品及び基金については証券、現金、預貯金通帳、台帳と照合して正確であることを認められた。

なお、一般会計及び特別会計の決算の概要は別紙のとおりです。

5、監査委員の意見書。1、一般会計。歳入61億9,657万6千円、歳出58億7,921万1千円、差引3億1,736万5千円の剰余金が生じております。

翌年度に繰越すべき財源として繰越明許費3,472万4千円を差し引くと2億8,264万1千円の実質収支額となったことは、本町が収支の均衡に留意し経費の節減に努めた結果であると認められる。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いたいわゆる単年度収支は1,009万7千円の黒字、2億125万2千円の財政調整基金として積み立てているので、実質単年度収支は2億1,134万9千円の利益になっている。

しかし、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されるので、24年度から始まる智頭中学校改築工事など教育関係で大型投資が予定されており、以前にも増して厳格な事業見積もりと予算査定が行われ将来にわたり健全な財政運営を可能ならしめるよう努力されたい。

歳入について、景気の低迷状況が長引く中であって本町の自主財源である町税収入は7億4,592万1千円で、前年に比べ734万円の減収となっている。収入総額に占める割合は12.1%で、前年より1.4ポイント上回っている。

収入総額の49.3%を占める地方交付税は、前年に比べ4,347万5千円の増額となっているが、自主財源の乏しい本町にあっては、依然として厳しい財政運営を強いられることとなっている。

不納欠損処理を301万2千円行った結果、収入未済額は2,876万4千円と前年度より116万9千円減少している。

歳出については、予算総額62億5,070万9千円に対し、支出済額は58億7,921万1千円、翌年度繰越額は1億6,429万円、不用額は2億720万8千円で、予算額に対する執行率は翌年度繰越額を入れると96.6%となり、前年に比べ2.7ポイント上がった。

経常経費、普通会計について、経常収支比率は78.2%で前年より1.2ポイント下がっている。また、公債費においても1.5ポイント下がっているが、人

件費においては0.5ポイント上がっている。経常収支比率全体としては、横ばいであるが本町の財政状況は依然として厳しい状況下にあり、引き続き行財政改革に努めて財政運営を進めることが重要である。

次に不用額について、本年度は2億720万8千円と前年度に比べ2億4,643万6千円減少している。ただ、未執行の工事請負が減額補正されず不用額として上がっている。

毎年指摘しているところであるが、それぞれの費目において生じた理由はあるものの、総計予算の原則から勘案すれば多額の不用額が生じることは好ましくなく、今後とも早い時点で減額補正の必要が生じた事業は補正予算を組み、スピード感のある、的確な予算積算と適正な予算執行を行い、決算見込みの把握を確実に行った予算の執行を行われない。

町税収入については、さきにも述べたように前年度に比べ734万円の減収になっている。不納欠損処分の実施や滞納整理本部の設置により滞納者に対し積極的に納付勧奨及び督促を行うなどの努力により、収入未済額は、2,312万3千円と前年度に比べ252万2千円減少している。

今後とも滞納者の状況把握に努めるとともに、なお一層滞納者の納税意識を促し、徴収実績の向上に努力されたい。

保育料130万8千円、住宅使用料421万3千円と未納額があり、なお一層収納に努力されたい。

今後とも本町が自立していく上において財源確保は絶対必要であり、町税のみならず、まじめに納付している者がばからしいと思うことのないよう、滞納の徴収において特段の努力をされたい。

税、各保険料等、また財産管理、水道技術者の件等々、以前から毎年指摘している事項については、難しいことはよくわかるが、とりわけ留意し今後指摘することのないよう努力・検討をされたい。

2、特別会計。国民健康保険事業特別会計について。歳入総額9億7,139万9千円、歳出総額9億2,881万3千円、差し引き4,258万6千円の繰越金を見ており、引き続き健全財政で運営されている。保険税について、不納欠損処分を461万1千円行った結果、平成23年度の収入未済額は2,299万1千円であり、同会計の健全性を保つためには、さらなる徴収の向上が求められる。相互扶助という制度の啓蒙に一層努めるとともに、税務住民課はもとより関係各

課が連携を図り、収納においてなお一層の努力をされたい。

簡易水道事業特別会計について。歳入及び歳出総額は、それぞれ868万8千円となっている。指摘事項はありません。

住宅新築資金等貸付事業特別会計について。歳入総額2,439万6千円、歳出総額は2,356万7千円、差し引き82万9千円の繰越金となっている。平成23年度貸付収入において、弁護士等の活用により改善の傾向が見受けられたが、他の会計と比べ収入未済額は多額であり、今後とも法的措置も含めたより一層の徴収対策を講じられたい。

公共用地先行取得事業特別会計について。歳入及び歳出総額は、それぞれ2万2千円となっている。指摘事項はありません。

公共下水道事業特別会計について。歳入総額2億7,710万8千円、歳出総額2億6,833万3千円、差し引き877万5千円の繰り越しとなっている。分担金の収入未済額は2,702万2千円、使用料の収入未済額は486万2千円生じている。下水道事業についての住民の十分な理解を得るとともに、収納の向上を速やかに図られたい。また、23年度末の接続率は85.4%、22年度は84.2%と低い。維持管理費の関係もあるので接続率アップに向け努力されたい。

農業集落排水事業特別会計について。歳入総額4億2,393万6千円、歳出総額4億1,691万6千円、差し引き702万円の繰越となっている。分担金の収入未済額が160万7千円、使用料の収入未済額が9万6千円生じている。速やかに徴収されたい。また、23年度末の接続率は75.5%、22年度末は74.3%と低い。維持管理費の関係もあるので接続率アップに向け努力されたい。

介護保険事業特別会計について。歳入総額10億3,251万5千円、歳出総額9億9,257万1千円、差し引き3,994万4千円の繰り越しとなっている。保険料について、不納欠損処分を30万9千円行った結果、平成23年度の収入未済額は111万9千円であり、同会計の健全性を保つためも滞納額が多額にならないよう徴収に努められたい。

介護保険サービス事業特別会計について。歳入及び歳出総額は、それぞれ8,822万1千円となっている。指摘事項はありません。

後期高齢者医療特別会計について。歳入総額8,470万9千円、歳出総額8,

447万円、差し引き23万9千円の繰越となっております。

次に、平成23年度の基金の運営状況審査について報告いたします。

1、審査の方法。平成24年8月31日。

審査の対象。智頭町財政調整基金ほか16件の基金。

3、審査の方法。審査に付された平成23年度の基金の運営状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運営状況の妥当性を検証するため関係書類を審査した。

4、審査の結果。審査に付された平成23年度の基金の運営状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りないものと認められた。また、基金の運営状況は妥当であると認められた。なお、基金の運営状況は別紙のとおりです。

次に、平成23年度智頭町水道事業会計決算審査について報告します。

1、審査の期間。平成24年6月26日。

2、審査の方法。提出された決算諸表が地方公営企業法に基づいて作成され、平成23年度智頭町水道事業の財務状況、経営成績を適正に表示しているか。また、会計処理の手続が適正にされているか等について関係者の説明を求めながら附属書類、総勘定元帳、関係諸帳簿と突合し、当年度に実施した定期監査及び例月出納検査の結果も参考として審査した。

3、審査の結果。審査に付された決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書及び事業報告書等の決算諸表は、水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しており、関係諸帳簿、証拠書類を照合した結果、計数はいずれも符合して誤りのないことを認めた。なお、決算概要については、別紙のとおりです。

4、監査委員の意見書。年度末における給水戸数は1,028戸、前年度より12戸減であります。給水人口2,773人、同37人の減となり、年々減少の一途をたどっている。

経営状況について見ると、総収益は、前年度に比して101万4,240円増の6,466万6,237円となっている。

一方、費用では、配水及び給水費、総係費、減価償却費が増加し、総費用は前年度に比して77万1,926円増の6,305万2,387円となっております。

当年度の純利益は、161万3,850円となった。経営成績は、おおむね良好と認められる。

有収水量1立方メートル当たりの供給単価は、225円51銭となり、これに対する給水原価224円54銭で、差し引き97銭の収益を計上している。

有収率50.6%、前年度は53.82%と、大きく低下しているので投資に無駄が大きい。早急に対応されたい。

水道使用料の未収金については、日常的な滞納者宅へ訪問等回収に努力されていると思うが、給水停止処分等の実施を基準に基づき実行され、今後とも引き続き受益者負担の見地から未収金の発生原因を追及するとともに徴収方法を工夫して不納欠損にならないよう組織的に取り組むよう要望する。なお、悪質なものについては、給水停止の手續に基づき確実に実行されたい。

なお、収入未済額は495万907円で、前年度より32万7,052円増加している。今後とも財源確保の上からも徴収に努力されたい。

また、水道技術者の後継者育成も喫緊の課題であることを毎年指摘しているが、何らの手当ても講じられていない。人事が容易でないなら、外部委託も含め、早急に善処しなくては異常事態に直ちに対応できなくなり、事業の継続に支障を来すことになり、速やかに対応されるよう強く指摘する。

次に、平成23年度智頭町病院事業会計決算審査について報告します。

審査の期日、平成24年7月31日。

2、審査の方法は、提出された決算諸表が地方公営企業法に基づいて作成され、平成23年度智頭町病院事業の財務状況、経営成績を適正に表示しているか。また、会計処理の手續が適正にされているか等について関係者の説明を求めながら附属書類、総勘定元帳、関係諸帳簿と突合し、当年度に実施した定期監査及び例月出納検査の結果も参考として審査した。

3、審査の結果。審査に付された決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、欠損金処理計算書及び事業報告書等の決算諸表は、病院事業の財政状況及び経営成績を適正に表示しており、関係諸帳簿、証拠書類を照合審査した結果、計数はいずれも符合して誤りのないことを認めた。なお、決算の概要については、別紙のとおりです。

4、監査委員の意見書。平成23年度は、改革プランに基づいた経営を行うため、一般病床52床、病養型病床47床の病床利用を最大限維持、在宅介護の支援、健康事業などが積極的に行われている。また、人件費の適正化を図るため職務職階制の導入、長期委託契約の可能なものについては、5年間の長期契約を行

うなど経費節減に努めている。

患者数について見ると、入院患者数は3万2,977人、老人保健施設入所者数は1万6,215人で、合計4万9,192人、前年度は4万7,451人と、前年に比べて1,741人増加している。外来患者数は、5万3,496人、前年度は5万6,499人と、3,003人の減となっている。

経営状況について見ると、損益計算の上で、当年度事業収益17億8,171万2,855円、事業費用17億6,567万1,962円、純利益1,604万893円。結果、当年度未処分欠損金32億5,692万4,178円であります。

ただし、参考としてであります。現金を伴わない減価償却と繰り延べ勘定償却は1億1,227万7,822円あるので、実質的な単年度収支は1億2,831万8,715円の利益となっております。

病院事業全体の収益は17億8,171万3千円、前年度より3,216万6千円減少、費用は17億6,567万2千円で前年より4,687万1千円減少となっている。

事業費用の給与費では、本年度から職務職階制を導入したことにより、9億3,761万9千円となり前年度より1,392万6千円減少している。

材料費は、医薬品・診察材料の一括購入により削減及び高額手術材料が減少している。

医業収益の未収金については、日常的に滞納者宅への訪問等回収に努力されていると思うが、未収金の発生原因を追及するとともに徴収方法等に工夫をして不納欠損にならないよう組織的に取り組むよう要望する。

智頭病院は、地域の中核となり住民のよりどころとなる病院ではあり、現在の本町の財政状況からかんがみて、多少の一般会計からの繰入金はやむを得ないが、それに甘んじることなく、医師・看護師の確保に努めることはもちろんのこと、院長、管理者のもとに病院改革プラン推進や確固たる経営方針を確立し、経営の安定化に向け邁進されたい。

なお、資金運用については、1億9,000万円の一時借り入れが恒常的になっているが、病院経営に医療部分での利益を確保しにくい現状では、利息負担の軽減も大きく経営を左右する。繰入金は、年度当初に繰り入れることで資金運用がしやすくなると考えられるので検討されたい。

以上で審査結果の報告を終わります。

なお、平成23年度各会計決算状況並びに各課指摘事業につきましては、お手元にお配りしているとおりでございます。また、決算審査にご協力をいただいた関係職員の皆様には、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

以上で監査報告を終わります。

○議長（西川憲雄） 岡田代表監査委員の報告は終わりました。

議案第77号 平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第88号 平成23年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算認定についてまでの12議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第77号 平成23年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第88号 平成23年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 異議なしと認めます。

よって、本案は、この際、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時13分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に谷口雅人議員、副委員長に岸本眞一郎議員、以上のとおりです。

これから、日程第16、議案第89号 平成24年度智頭町一般会計補正予算（第2号）から、日程第24、議案第97号 公の施設における指定管理者の指

定についてまでの9議案及び日程第25、報告第6号 法人の経営状況についての質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、報告案件については、質疑の終了をもって報告は終了となりますのでご了解ください。

これから、日程第16、議案第89号 平成24年度智頭町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) それでは、補正予算書1ページをごらんください。議案第89号 平成24年度一般会計補正予算(第2号)。前もって配付いたしております、平成24年度9月補正予算概要、2枚物ですが、これをごらんいただきたいと思います。これをもとに概要説明をさせていただきたいと思います。補正予算概要書の左の数字は補正予算のページ数ですので、あわせて補正予算書の方もごらんいただきたいと思います。

それでは、概要の1ページ目でございます。補正予算書では11ページの一般管理費であります、これは人件費の調整のほか、庁用車の修繕料を措置しております。

それから訴訟対策費につきましては、先ほど町長も提案理由の中で述べました不利益処分を取り消しの訴訟に対する費用を措置しております。

続きまして、財産管理費につきましては、これも先ほどの提案理由の中にもありましたけれども、庁舎3階トイレの改修内容を一部変更いたしましたので増額の措置をいたしております。

11ページ、12ページのまちづくり推進費につきましては、人事異動によります人件費の調整のほか、住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金の増額を行っております。

それから13ページ、社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会委託料としてバスの修繕料を、また国民健康保険特別会計繰出金をそれぞれ措置しております。

同じく障害福祉費では、障がい者虐待防止センターの相談窓口設置に伴います経費を措置しております。

それから14ページの生活保護扶助費であります。提案理由にもありました離職者に対し住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、住宅手当を措置しております。

次に概要版では2ページでございます。一番上です。補正予算書は同じく14ページの各種予防事業につきましては、提案理由にもありましたポリオワクチンの接種方法の変更に伴います委託料の増額を、妊婦保健相談事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、新たに特定不妊治療及び人工受精に係る経費を助成する費用を措置しております。

それから15ページの清掃総務費につきましては、これも提案理由にありましたが、PCBの処理費を措置いたしております。

それから同じページ、畜産業費につきましては、これも提案理由にありましたが、本町の和牛2頭が全国和牛能力共進会に選抜されたことから、これの滞在に係る経費を措置いたしております。

それから林業振興費では、これも提案理由にもありましたが、森林経営計画作成を追加するため森林整備地域活動支援交付金の増額を、森林セラピー事業及び智頭町丸ごと民泊事業につきましては森林セラピーや民泊の知名度を上げ、ファンをふやすためのPR経費を、緑の産業再生プロジェクト事業につきましては、作業路網の追加整備による補助金の増額を措置いたしております。

それから観光費でございます、16ページです。旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の指定管理委託料を、それから交流事業につきましては、国際交流事業旅費の増額を措置しております。

同じく16ページ、道路維持事業につきましては、提案理由にもありました町道福原線用地測量業務委託料を措置しております。

それから社会資本整備総合交付金事業につきましては、測量設計業務委託料が増額となり事業費の組み替えを、ふるさと整備土木事業につきましては、工事請負費の増額を措置いたしております。

それからその下、下水道整備事業につきましては、公共下水道特別会計への繰り出しとして、智頭浄化センターの機械設備、マンホールポンプ等の修繕に係る経費を繰り出しするようにしております。

続きまして、概要板では3ページでございます。2段目、智頭小学校管理事業です。補正予算書では17ページでございますが、智頭小学校地下水揚水ポンプの修繕料を、それから智頭小学校教育振興事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、備品購入費として陸上競技用ユニフォームを新調する経費を措置しております。

それから同じく17ページの社会教育事務費につきましては、社会教育主事資格取得講習会への派遣旅費を、文化財保護事業につきましては、これも提案理由にもありました緊急雇用創出事業を活用し、統合した6つの小学校の記録写真、教材、学校要覧等の資料をデータベース化するための委託料を、また、現在修復中の豊乗寺大師堂の修繕箇所が新たに判明したことに伴い、文化財保護事業補助金の増額をそれぞれ措置しております。

それから石谷邸保存活用整備事業につきましては、提案理由にもありましたが、緊急雇用を活用し観光交流を促進するための委託料を措置しております。

それから18ページ、災害復旧費でございますが、林道施設災害復旧として林道滝谷線法面詳細設計委託料を措置しております。

以上、歳出合計9,651万8千円の補正となっております。

なお、財源といたしましては、補正予算書2ページにありますとおり、分担金から国、県支出金、繰越金、町債をもって措置しております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から民生費、衛生費から消防費、教育費から災害復旧費の4区分に分けて行います。

まず歳出の総務費から民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） 一般管理費並びにまちづくり事業費で、人件費が減になっていますけど、これは副町長の人事異動とあわせて減になっていると理解してよろしいんですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） これは8月の人事異動含めて、その人事異動によります人件費の調整でございます。

- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） ですから、主なものは副町長の交代によるもので異動されたものかということをお教えください。
- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 副町長を含めます総務課長、企画課長の人事異動によりますものでございます。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） ということは、いわゆる総務課長には企画課長が異動したわけで、企画課長は内部で昇給したわけですし、企画課が1名、今人数頭数からいったら1名減になると思うんですよ。そういった理解でよろしいですか。
- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） そうでございます。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） 当初予算では1名増の予算組んであったわけですので、その1名減した人事配置で十分なる事業の推進が行っていかれるかどうかということだけ確認しておきたいと思っております。
- 議長（西川憲雄） 答弁はどなたに求めますか。
- 8番（中澤一博） できる方でよろしいです。
- 議長（西川憲雄） はい。
- 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 限られた人員の中で事務を執行していきたいというふうに考えております。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） ややもすれば、担当者おらんときに尋ねたら、担当者がおらんのでわかりませんとかというようなことがよく返ってくると思います。そういったことのないように、十分に今の人員配置で皆さんがきちっとした事業運営できるようにやってもらうようによろしくお願いいたしますと思っております。
- 議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。
- 総務課長（葉狩一樹） 全庁にわたりまして、そういうふうにはきちっと指導していきたいと考えております。
- 議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5 番、岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） 訴訟事務委託料増ですが、先ほど総務課長は若干説明したんですが、もっとこれの訴訟内容についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 今回計上いたしました費用につきましては、52万5千円ということで、訴訟の着手金ということでございます。新しく2月に不利益処分の取り消し請求がございましたので、それに係る訴訟の費用ということで計上いたしております。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） いや、だから、この不利益処分のという訴訟ですけど、これは相手は自治労ですか。自治労が町に対して起こした訴訟に対してのという中身なんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） これは、個人が不利益処分の取り消しを求めたものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） いや、もっと具体的に、個人がということは個人が起こしたんでしょうが、訴訟の内容についてはこれはわからないんでしょうか。どういう不利益を受けたという訴訟なのか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 先ほど申しましたように、あくまでも個人が申し立てをした不利益処分の取り消しということでご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5 番（岸本眞一郎） これは個人のことであるので、中身については差し控えたいということですか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） この件につきましては、もう平成22年の2月17日から人事委員会への不服申し立てから始まっております関係の不利益処分の取り消しということでございます。

○議長（西川憲雄） そのほかありませんか。

6 番、徳永議員。

- 6番（徳永英太郎） まちづくり事務費で日本村落研究学会経営負担金増で、この研究学会ってどのような学会か、ちょっと詳しく教えていただきたい。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光彦） 本年度10月26日から10月28日まで3日間、全国の村落研究者約120名が一堂に会しまして、1年に1回の研究会を開催されます。会場につきましては、現在山郷小学校で開催するというので、地元の振興協議会も交えた研究学会の開催を智頭町で行うということで予定をしております。以上です。
- 議長（西川憲雄） よろしいですか。ほかにありませんか。
- 8番、中澤議員。
- 8番（中澤一博） その件でございますけど、この中で町が経費を負担するんですね、今回も増額になってますけど。主にこういった部分をまちが持つようになるんですか。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光彦） 町の方では既に機械の借り上げ料ということで6月に計上しておりましたが、その後、日本コンベンション・ビューローの全国規模の会議の誘致におきましては県のほうからの助成があるということになりまして、町が機械の借り上げ料として計上しておりました12万6千円を日本村落研究学会の経費負担金として今回の補正で措置をさせていただくということでございます。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） 県からもらえる予定のものが入らなくなったんで町がそれも負担するということですか。
- 議長（西川憲雄） 岡田企画課長。
- 企画課長（岡田光彦） 県からも同額の12万6千円の収入が見込めるということになりましたので、町としましては直接町からの機械借り上げ料のみの経費の計上よりもむしろ村落研究学会に経費を負担するというので、倍額の経費支援ができるということで今回の措置をしておるところでございます。以上です。
- 議長（西川憲雄） 中澤議員。
- 8番（中澤一博） ですから、具体的には、いわゆる山郷集落振興協議会がそういったことを全面的に協力してますので、そちらの方に係る経費に負担してい

くという理解ですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 内容としましては、主には音響施設の借り上げ料というところでございますが、地元の山郷地区におきましてもこの研究学会の招致につきまして協力していただけるということですので、総合的に支援するというところで今回の措置をしております。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 太陽光発電システムの設置の補助金が110万5千円増額になっていますが、予算で187万5千ということで、細かい数字を聞くことになりませんが、今まで申し込みが何件あってどれぐらいの増を見込んでいるかというのがわかれば。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 年度当初に太陽光発電システム設置補助金につきましては5件分の予算を計上しておりまして、そのうち4件の執行を既にしておりまして。今年度かなり問い合わせが多いということで、これから先の申請も見込まれるということございまして、今回新たに3件分の設置補助金の措置をさせていただいております。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

2番、平尾議員。

○2番（平尾節世） 老人福祉費の居場所づくりモデル事業補助金、モデル事業ってものの説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 山形の振興協議会を事業主体としまして行う事業でありまして、県の補助事業にのっかってやるという事業であります。

内容については6月の補正予算のときに説明したのですが、今回行ったものについては県からの指示がありまして、負担金じゃなくて補助金でということがありましたのでそういう組み替えをさせていただいたということで、事業については6月の補正で説明させていただいております。以上です。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 15ページの衛生費でもよろしいですか。

○議長（西川憲雄） それは次。

○1番（中野ゆかり） 次、はい。

○議長（西川憲雄） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

次に、衛生費から消防費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 済みません、15ページの衛生費、PCB処理費についてなんですが、これ2,700万という大きな金額です。このPCBの廃棄物処理に関しましては、平成28年の7月14日までに処理をしなければいけないということでまだ期間があるわけですけれども、このたび一括で一気に処理するという方向を出された理由。分割で徐々に処理した方が金額的には財政面の影響はないのではないかと思うわけですけれども、そのところの考え方をご説明お願いします。

○議長（西川憲雄） 藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） ただいまの中野議員のご質問にお答えします。

確かに法的には平成28年の7月が処分期限であります。しかし、今、日本でこの処分ができる場所は、中国、四国、九州含めて九州に1カ所であります。あと大阪とか愛知、東京、それ以北はたしか北海道に1カ所で、日本で4カ所か5カ所ぐらいしかございません。これを日本中の今あるPCBを全部処分するというので、県自体に順番みたいな割り当てみたいなのがありまして、鳥取県は平成26年までに始末をなささいということで、今回智頭町の順番といいますか、そういうのが来まして、6月のときに運搬経費を補正をさせていただいたものですが、先ごろこの重量といいますか、量がわかって、その経費を見積もりをしたところが、町が今保管しております部分については以前から言っておりましたように100キロ弱、98キロでございますけれども、それだけにつきますと220万程度なんですけれども、実は智頭病院の方に大量に、量にしますと894.5キロという量がございまして、これを先ほど申しましたように、ある程度限定された期間があるもので、あわせて今回大きな金額の2,700万というような金額になっておりますが、おしりの方が決まっておりますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） あわせて、私も今のPCBの件ですが、これはPCBの処理は国の指導に基づいてやってると思うんですが、これの処理の財源が全部自治体負担ということなんですか。後でこれは交付金とかなんとかで返ってくるということはないでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（西川憲雄） 藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 国全体がこういうふうになっておりますので、現在のところ国庫補助金というものはございません。財政当局ともまだ相談いたしておりますが、特交材料とかそういうのになるのは今のところは不明でございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

9番、国石議員。

○9番（国石 俊） 16ページの国際事業のやつの内容を教えてください、3万2千円。

○議長（西川憲雄） 企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 国際交流の事業でございますが、韓国楊口郡との交流によりまして、このたび10月11日から14日までの4日間の期間ですね、こちらで文化団体の交流ということではねそ踊り同好会の皆さんが訪韓され、その踊りを披露されてくると。そのメンバーの訪韓に伴います旅費でございます。

○議長（西川憲雄） 国石議員。

○9番（国石 俊） 恐らくことしで12年ぐらいに楊口郡との交流はなると思うんですけども、これいつまで人間さんの交流をやって、どういう考えでいつまでも人の交流だけで、この交流に参加しとるのはほんごく一部なんです、町民の。それでその町民からは、いつまで人の交流をするだいやという意見が相当聞きます。その中で、もう十何年たったらやっぱし商工業の交流とか、何か、韓国にせよ智頭町にせよメリットのあることでないと、交流だけでは行った人が国際的な費用を与えてもらうだけであんまり効果はないと思う。そんなとこをどういうふうに考えておるか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） じゃあ、私のほうから。

おっしゃるように、確かに人の交流ということですから来ております。途中、交流だけではやっぱりというような今の国石議員と同じような思いの中で、キムチの工場を智頭町に設置したいということで、実は、当時片山知事のときでしたけども、かなり県も応援するからということで前向きに進もうとしておりました。智頭町からも楊口郡にキムチの製法を教わりに行く、あるいはこのキムチをつくった後、ルートですね、販売ルート、そういったことも神戸のいかりスーパーが全部引き受けようじゃないかということでスタートし始めましたけども、いろいろ片山知事も退任されるとかいろいろなことがありまして今日に至っております。

まさに今、国石議員がおっしゃったことは非常に大事であると、私もそういう認識をしております。これを機会に、国石議員の質問の今、出されたことをきっかけに、もう一回原点に立ち返ってこの事業を研究したいと、このように考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） 国石議員。

○9番（国石 俊） 恐らくこれから10月ぐらいには実務協議に行かれると思うんです、職員が。その折にはいろいろと執行部会があるいは議会と話し合うてどういう分があるんかということのをいろいろと研究して、次の実務協議にはぜひ実のなる協議をしていただきたい。終わります。

○議長（西川憲雄） 答弁はよろしいですか。

○9番（国石 俊） いいです。

○議長（西川憲雄） そのほかありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 林業総務費の人件費、時間外ですが、これは相当上がってるんですが、ちょっとこれの中身について説明してください。

○議長（西川憲雄） 山本課長。

○山村再生課長（山本 進） これは時間外勤務体系でございますが、山村再生課は森林セラピー推進協議会の部会を、それからあるいは木の宿実行委員会、こういった夜の会合が多いこと、それから休日勤務も多いということで時間外勤務の縮減が大きな課題となってるんですが、昨年度は、通常の森林セラピーの現場対応で山村再生課の職員がサポートすることが多かったんですが、今年度からは現場業務を観光協会に移管しましたので、現場対応のサポートに山村再生課の職員が出ることはほとんどなくなったのですが、今年度グランドオープンの1周

年記念イベントというのがありまして、地域住民との調整であるとかあるいは会場準備、どうしても時間外勤務で対応せざるを得ないということが多かったです。

ただ、1周年記念イベント以降は、時間外勤務はもう結構かなり減っております。現在、時間外勤務の縮減に向けて、かなりの業務平準化に努めている状況ですが、どうしても足り苦しいということで、そういうふうにご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回、この時間外の主な内容が、森林セラピーの1周年記念に多くかかったということですが、やはり、役場の役割と民間の役割ということをしっかりやっていくということが大事だと思うんでね。確かにいろんな団体との折衝で、夜の会合や休日も出にゃいけんということもあると思うんですが、このセラピーでも、セラピー推進協議会とか民泊協議会とかいろんな団体があるので、そういった団体の活用をしていかんと、特に職員がいろんなところに出向いてやっていくという体制でいいのかどうか。そこら辺について、このセラピーの推進、この事業が終わってからは時間外が少なくなったという話ですが、そこら辺についての課題というか、これからの考え方はどうなんですか。

○議長（西川憲雄） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 議員おっしゃるように、いつまで役場が前面に出てやるのかということは課題だと思っています。ただ、じゃあ今、今手を放して後はやってくださいといくことにはなかなかならないのが現実ですので、若干、ちょっと中期的な視点で段階的にバトンタッチしていく、そういったことに向かっていければというふうに思っています。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） 16ページです。塩屋出店の委託管理が条例でも提案されたように決まってるんですけど、この増加した当初予算より75万1千円プラスになってますけど、今回の補正で。この内容について説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 今回措置しております75万1千円でありますけども、その内容としては、施設管理料28万2千円、電気料金7万3千円、水道料1万

7千円、下水道使用料8万6千円、警備委託料5万1千円、あとは庭園管理費、施設修繕料、通信運搬費といったものを計上しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） いや、当初予算が254万5千円になってますんで、今言われた部分が予算よりはふえるという理解でいいんですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 今回計上しております経費は10月からの半年間の管理委託料の経費でございまして、基本的には、今まで委託管理料として計上しておりましたものを基本としておりますが、中身につきまして精査をしておりますが、庭園管理料、施設の修繕料につきましては、所要の、若干の増額をしておりますが、経費節減できるところについては節減するというところでございます。

先ほど、当初というふうに発言がございましたけども当初は計上しておりませんで、今回、指定管理者が決定したことを受けまして、ことし下半期10月からの予算をここに新たに計上しておるというところでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） そしたら、254万5千円というのは、もう総額の事業費という理解ですね。そういったことで、新たに指定管理者は指定されたということですので、この塩屋出店もあそこの智頭宿の中では重要な拠点でございますので十分に活用してもらって、町が、智頭宿がにぎわうようにしていただきますよう、よろしく要望しておきます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） ふるさと整備土木事業ですけども、当初500万組んであって、ここで360万が出てきました。申し込みはもう既に年度当初に閉め切ったと思うんですけども、このふえた要因と、それからこれから申し込んでも大丈夫かどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） ふるさと土木整備でありますけども、これは決定箇所の工事費の増と、それから、今回12地区から要望が出ておったんですけど、当初では3地区しか選定ができなかったということで、今ある、今申し込みいただいておりますところには何とか回らないですかというところもありまして増額

のお願いをするところです。

今後の申し込みについては、一応締め切りをしておりますので、今の要望集落の中で決定していきたいと思いますが、今後の申し込みについては来年度で対応していくというぐあいに思っております。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 今の説明でも当初で12地区出た、そのうち3地区しか費用が見込めなかった点。大型の、どういいますか、事業が多かったということと理解してよろしいですか。それで、小さいところも救済するために360万円を増額したということと理解してよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 失礼しました。そのとおりであります。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

8番、中澤議員。

○8番（中澤一博） いや、課長、今の説明ですけどね、委員会で聞いとるのには、まだ県の何か事業があるんで、そちらのほうで拾えるところは拾おうということがあったけど、それはもうなくなったんですか。

○議長（西川憲雄） 岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 県の補助金につきましては、しっかり守る農林基盤整備事業の交付金のほうで増額の申請をしておったんですけど、なかなか要望した金額がつかなかったもので、ちょっと事業のほうを絞り込んでおるところであります。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） ということは、もう今回はこの、ほんなら3事業で終わりということですか、委員会はその説明全然また聞いてませんけど。

○議長（西川憲雄） 岡本課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 先ほど言いましたように、しっかり守る農林基盤整備事業の交付金がまだ確定的でないので、事業費を確保していきたいというぐあいに思っております。

○議長（西川憲雄） 中澤議員。

○8番（中澤一博） いや、ですから、まだこれから残された9地区をしっかり

守る県の事業でできる可能性はあるということ、そういう理解でよろしいですか。

○議長（西川憲雄） 岡本課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 今のところ、そういうぐあいに考えております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

次に、教育費から災害復旧費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 文化財整備活用費の提案理由を聞きました。中身につきましては観光交流を促進するということで、緊急雇用創出事業を活用するんだということですが、具体的にはどのようなことを考えてらっしゃるんですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 石谷家と、その向かいにあります消防屯所、ここのギャラリー等があるわけですが、こちらでのイベントの企画、ガイド、建物管理等を強化するための対応スタッフを雇用することとしております。それを雇用し、智頭町の観光を推進するという立場でございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） それはわかるんですけれども、緊急雇用促進事業というのは、これは人材ですよ。じゃあ何名の方が担当されてこの観光交流の拠点を促進するということになるんですか。智頭町は企画課もあり観光協会もあり、それからまちづくりで実際に動いてる団体もありますよね。そういうものが連携をして、当初のように5万5,000人ぐらいの来町者をやっぱし視野に置いての促進だというならわかるんですけれども、こういう事業があるんでそのまま安易に使ってしまう、人材をふやそうということではないんですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 昨年までは、石谷家住宅では、緊急雇用の一部ですが、ふるさと雇用で1名の職員を3年間雇用しておりました。ですけれども、ここの春からそういう制度が使えなくなったと、ふるさと雇用のほうが使えなくなったということで、現場のほうは苦慮しております。特に、営業活動それから

企画活動等が停滞しているのが現状です。去年の今ごろよりも1名減という状況にあります。ですから、今回、緊急雇用の1名を増員して、半年間ではありますけどもこの急場をしのいでいこうということでございます。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） ええ、そうだから聞いてるんですよ。こういう形で、半年間で終わっちゃいますよね、観光交流の拠点、拠点事業がね。だから、それまでに連携する所管と十分な議論や、あるいは事業計画が要るのではないですかという話をしてるわけ。だから、そういうことも踏まえて、安易な計画ではなくて将来やっぱし5万5,000人来ていただけるんだと、その90%が石谷邸に入っていただくんだという戦略を、やっぱし今からでも検討していただきたいと思います。教育長にもお願いをして終わりますけども。

○議長（西川憲雄） 答弁を求めますか。

（「いや、いいです。」との声あり）

○議長（西川憲雄） 11番、谷口議員。

○11番（谷口雅人） 社会教育総務費なんですけれども、旧6校の教育資料のデータベース化ということで、これも同じく緊急雇用対策ということで対応されようなんですけれども、かなりのボリュームになろうかと思ひますし、その辺の扱い、実際の具体的な委託先なり状況を説明をお願いします。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 委託先は、まだ決定をしておりませんが、新規雇用が10名の職員を雇用して各小学校にずっとローラーをかけていく、そういうような形で進めてまいりたいと考えております。120年以上、各学校とも歴史がございますので、たくさんの資料が眠っております。こちらのほう、順次6校の資料、またでき得れば役場にある資料、中学校にある資料、こういう部分も手をつけることができれば伸ばしていきたいと考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） 谷口議員。

○11番（谷口雅人） 当初、私自身、個人的には大変必要であるという事業で思っておりますので、これでやっと事業参加されたということなんですけれども、実際にこれはデータベースになって保存、展示ができるという形を、公開もできるという形をとるようなんですけれども、現物としての資料は、実際には各学校の校長室に保管されておるといふふうに認識しております。

これはちょっと関連が違うんですけども、実はその部分というのが非常に学校の利活用の部分に妨げになっておる部分もありまして、今後の扱い等も含めて、予算とは直接関係ない部分ですけど、考え方がありましたらお願いします。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 確かに校長室、職員室には貴重な資料を残しております。ですから、今現在、利活の部分では校長室、職員室については、基本的には今のまま置いといていただきたいということをお願いをしております。

今回、データベース化をするわけですけども、これは歴史的資料が風化しないようにそういう措置で行うわけですし、結果的には資料は残していくというところなんです。ですから、将来的には利活の部分で妨げになりますので、でき得れば町内1カ所か2カ所、そういう部分でまとめて保管をして、保存をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今に関連してですが、緊急雇用された方で資料を収集して、業者に委託してデータベース化するという考え方ですね。じゃあ、その委託先は、これから入札等で委託先が決まるというような形になるのでしょうか、そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 委託先につきましては、これから先の契約、稟議ということになります。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、この委託料約2,600万、これはすべて業者への委託料で、初めの緊急雇用の人件費とは別建てだという意味合いでいいですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） そうです。従前でしたら、町のほうが直接雇用して事業を推進していくというのが従来の緊急雇用でしたけども、今回の緊急雇用の事業は委託事業として取り扱うということになっております。その枠がありましたので、智頭町がいただくということでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） いや、もう再度確認ですが、今回の緊急雇用の人件費も

委託事業という考え方だということですか。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 人件費は委託料の中に含むということです。10人分を含むということでございます。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

以上で、午前中の質疑は終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は午後1時。以上です。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時02分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず初めに、岡本建設農林課長より発言を求めておりますので、許可します。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 済みません。午前中の徳永議員さんの質問に關しまして、ふるさと土木整備事業の申請件数12件と言いましたが、15件の間違いでありまして、3件の採択しておりまして、残り12件ということですので、大変申しわけありませんでした。

○議長（西川憲雄） それでは、会議に移ります。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計補正予算全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

1番、中野議員。

○1番（中野ゆかり） 20ページの職員手当の表の中の時間外ですけれども、これ、本当は決算でこういう表があれば一番いいんですけれども、決算にこういう表がないもので補正のこの段階で質問させていただきます。

この時間外手当の補正後の金額ですけれども、これは、平成23年度、前年度に比べて約1,000万円多い金額となっております。これは、先ほど山村再生の時間外のこともありますが、山村再生だけでなく課全体にわたる時間外がふえ

ているからと思いますが、このように今の段階で前年度より1,000万円も多いということは、職員の配置は本当にいいのか、それと、こういう働き方はどうなのかということのチェックが必要かと思いますが、その点どのように分析されますでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） もう一度、平成22年度の決算額というのはどこに数字が出てくるかというの。ちょっと私、今、総額の数字を持っておりませんので。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 決算でこういう表が出てくれば正しいのでしょうかけれども、今、決算のこういう表が出てきていないので、今の段階の補正予算のこの表で比べてみましたという話です。ですから、20ページのこの表ですね、補正後の時間外、この金額を前年度と比べた場合、今の段階で1,000万円今年度のほうが多いということです。ですから、補正予算なので確定ではないことは十分わかっておりますが、この補正ということの同じ時期の段階において1,000万円高いということに関して、どうかということをお答えをいただきたい。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 22年度の決算額と20ページにある補正後の額とが1,000万違うというお話でしょうか……（発言する者あり）22年の予算ベース、3年の。（発言する者あり）

○議長（西川憲雄） ちょっと座って。再度、中野議員に質問の。

○1番（中野ゆかり） 24年度補正予算ですね、前年度の23年度補正予算の今の段階で比べたところという話です。

○議長（西川憲雄） 理解できましたか。

○総務課長（葉狩一樹） 平成23年……。

○議長（西川憲雄） 待って、待って、理解できましたかという質問が。

○総務課長（葉狩一樹） はい。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 平成23年度の9月補正時と、現在との比べて1,000万ということでございますが、そこの比較というのは、必ずしも比較するというのがなかなか分析もできない部分でありますし、比較することがどうかということだと思いますが。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 1年前のこの時期と今を比べてこれだけ1,000万円差が出ている、この現状について比較はできるはずです。各課の残業の、質問の趣旨としましては、この1,000万円のうち残業の1年前の差っていうのが今の働き方の分析にはなりはしないかと思っているわけです。ですから、もしも人が足りないのであれば臨時でも人を雇うべきだと思いますし、本当は課の中で回せるものであれば、残業を少なくして働き方を変えたほうがいいんじゃないかとか、それとも、課同士の人の配置はこれで今が本当に正しいのであろうかというように見直し材料の一つにこの時間外手当があるんじゃないかということで質問させていただきました。

○議長（西川憲雄） 総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 決算の時点で比較するというのであれば、要因等々は非常に分析しやすいというふうには思います。ただ、議員ご指摘のように、確かに分析ができないかと言われれば分析はいたしますが、平成24年の当初予算の時間外の算出方法のパーセントと平成23年度の当初予算の時間外のパーセントが違っておりますので、もともと時間外の計算する科目は23年と24年とは2%ほど違いますので、当然、24年度の出だしはもう時間外勤務手当の部分が多くなっているということで、それで、なおかつ今回は470万余りの補正をいたしました。やはり比較するというのであれば、最終的な決算の中で比較するというほうが分析もしやすいというふうには考えております。

ただ、ご指摘のように、それぞれの課で今回も時間外が増額いたしておりますが、やはり、今後半年間の仕事の状況を見ながら前年を上回らないような中で時間外勤務手当を計上したということで、今回補正をさせていただきました。

○議長（西川憲雄） 中野議員。

○1番（中野ゆかり） 本来であれば決算で比べるのが筋だと私も思っております。ですから、今後決算でこのような表を出していただけるとありがたいのですが、その表は出してはいただけるものなんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 直接的な資料としては出ませんが、総額で幾らというのであればそれは算出することは可能ですので、またそれは平成24年度の決算が出た時点で、来年度の話になるとは思いますが、その時点での比較になるかどうか

と思います。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

6番、徳永議員。

○6番（徳永英太郎） 午前中質問できなかったことでもよろしいですか。

○議長（西川憲雄） よろしいです。

○6番（徳永英太郎） 町長の提案理由の中で、「6つの旧小学校に残る記録写真・教材・学校要覧等の歴史的資料をデータベース化し資料集を作成するとともに、展示公開することにより」という表現がありますね。そして、「歴史資料を後世に引き継ぐための措置をしています」。展示公開へデータベース化したものを資料集として作成して、これ展示公開するという意味は少しちょっとわからんですけども。表現的には展示公開するというのは、6つの学校のところを1カ所に集めてデータベース化したものと同時に現物的なものも陳列した公開みたいな形になるか、そこら辺がもう少し知りたいんですけど。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） データベース化ですけども、学校等で利活用できるような副読本的なものも作成したいと考えておりますし、それから、公開はまた別物として、歴史資料の展示公開によってそういうようなものを世に出していきたいということで、今現在でも、フェイスブックの上では歴史的な資料等を公開しとるわけですけども、そういうようなものを機会を見て町民の皆さんに展示公開、また小学校、中学校等にあつては、そういうような過去の歴史資料を副読本的につくってまいりたい、そういうようなところでございます。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） ですから、あくまでもデータベース化したものを展示公開するということで理解してよろしいですか。展示公開という表現が、じゃあ、ほんならどこに、どのようにというふうにとれますので、データベース化すれば、そんなフェイスブックの上でも確かに展示公開という表現が使われると思うんですけど、一般的にどっかに並べて展示公開するという、そういう意味じゃないということですね。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 展示公開いいいますのは、データ上の展示もございませし、また、文化祭等そういうような機会を見て展示してまいりたいと考えており

ます。以上です。

○議長（西川憲雄） 徳永議員。

○6番（徳永英太郎） それと、豊乗寺の大師堂が新たに補修箇所が判明したということですが、これが補修しながら次から次に出てくるということであれば、そういう可能性もなきにしもあらずなんですけども、どこの部分がどういうふうになってこと多分聞いてもようわからんと思うんですけども、修理せないけんところはせないけんということで、どういうふうな修理箇所が判明したかっていうのがわかれば簡単に。

○議長（西川憲雄） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 豊乗寺の大師堂ですが、今回、大修理というか大修繕を行っとるわけです。それで、屋根をはぐって見たところが母屋の部分が腐っておって、これは外見では判断できない、識別できないという部分でありました。大きな母屋ですから大きな部材になりますので、今回させていただきたいということでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 母子衛生費の特定不妊治療助成費です。出生率を上げるという意味では大変意義のある事業だと思うんですけども、大体、対象人数的にはこれはどのくらいの方を予定されてるんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 予算では、5名の方を予定しております。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） これで質疑を終わります。

これから、日程第17、議案第90号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第90号 平成24年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

27ページ、28ページをごらんください。

初めに歳出ですが、総務費、一般管理費では、職員3名分の時間外手当を補正増額するものです。財源につきましては、一般会計からの繰入金をもって処置しております。以上で説明終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第18、議案第91号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第91号 平成24年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号。

34ページをお願いいたします。ここの訴訟事務委託料でございますが、町長が提案理由でも申し述べましたように、前年度弁護士に委任し回収しました住宅新築資金等に対する成功報酬として、回収額1,346万2,588円の7.35%、99万円を計上しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第19、議案第92号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

藤原税務住民課長。

○税務住民課長（藤原 孝） 議案第92号 平成24年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

41ページをごらんください。一般管理費の需用費、修繕料451万8千円につきましては、智頭浄化センターの機械設備の修繕料及び錦橋マンホールポンプ

の修繕、さらに道路陥没等に伴います修繕料を計上しております。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第20、議案第93号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岸本福祉課長。

○福祉課長（岸本光義） 議案第93号 平成24年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算第2号。

初めに、歳出を説明させていただきます。50ページをごらんください。総務費の連合会負担金ですが、本年度分の鳥取県国民連合会への業務負担金が不要になりましたので、その額20万2千円を減額するものです。それから、諸収入負担金の償還金ですが、平成23年度社会保険診療報酬支払基金への負担金額が確定しましたので、その額に基づいて返還金を補正するものです。

歳入については、48ページ、49ページをごらんください。連合会への負担金については一般会計からの繰入金の減額で、それから、返還金については繰越金をもって処置しております。以上で説明を終わります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第21、議案第94号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

西沖水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（西沖和己） 議案第94号 平成24年度智頭町水道事業会計補正予算第2号。

資料の3ページをごらんください。趣旨といたしまして、事業に用いております携帯電話の使用料を補正してございます。そして、このたび地方公営企業会計の制度が抜本的に見直されたのに伴いまして、平成26年度の予算、決算から新会計制度へ移行するに当たりまして、これの企業会計システムの構築経費を今回の補正予算で措置してございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 26年度から行われる新公営企業会計ですね、それが今より抜本的に改革されるということですが、わかりやすく説明するとそれはどのようなものになるのでしょうか。例えば病院事業会計と似たようなものになるのか、そこら辺、類似があれば教えてください。

○議長（西川憲雄） 西沖水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（西沖和己） 会計基準の見直し項目は、約11項目ございます。例えば、借入資本金の負債計上でありますとか引当金の見直し、あるいは棚卸資産に対する見直しであります。あるいは勘定科目等の見直し。これら11項目が見直し対象となっております。現状のシステムというものが全く使えなくなります。これに伴う措置というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第22、議案第95号 智頭町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。議案第95号 智頭町課設置条例の一部改正について。

14ページをおはぐりください。提案理由にもありましたように、障害者虐待防止法が本年10月1日に施行されることに伴い、市町村に障がい者虐待防止セ

ンターの窓口の機能が義務づけられまして、事務分掌のほうに追加するものでございます。

あわせて、昨年度設置いたしました福祉事務所など、そのほか事務分掌が不備な点がございましたので、そのあたりを見直しを行うものでございます。第5条の11号に障がい者虐待防止センターに関する事項ということで追加いたしました。また、10号には福祉事務所に関する事項ということで、それぞれ改正部分は見直しを行ったものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第23、議案第96号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 議案第96号 智頭町教育委員会委員の任命について。

次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求める。

鳥取県八頭郡智頭町大字新見73番地、平井早苗。昭和46年5月3日生まれ。

これは、現在の谷口和枝委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに平井早苗氏を選任するものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第24、議案第97号 公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 議案第97号 公の施設における指定管理者の指定、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館についてでございます。

17ページをごらんください。旧塩屋出店及び西河克己映画記念館について指定管理を行うものでございます。期間としましては、平成24年10月1日から平成27年3月31日まででございます。旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、智頭町観光協会を指定管理者として指定するものでございます。以上でございます。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

10番、酒本議員。

○10番（酒本敏興） 「外部の有識者を含めた選定委員会を開催し」ということでありましたので、随分この先を含めて十分に検討された結果だと思えますけれども、これからどういうぐあいな進め方をされるのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 選定委員さんにつきましては、職員2名のほかに外部の有識者として商工会の職員さん、それから行政経験をお持ちの方2名にも加わって審査をいただいております。

今後の活用方針につきましては、指定管理者の仕様書に基本的な考えをまとめまして、当施設が智頭宿管内の観光の核施設であるという観点から、本町の主要な観光拠点の一つであるということで、本町の文化の向上にも資する施設であるというような観点も含めまして、地域の魅力を高める滞在型観光の中心拠点として管理することということを仕様書の中に盛り込んでおります。以上です。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） この塩屋出店につきましては、執行部のほうからの提案で、先般、解約をしたという経緯があります。これは町の中のボランティアの団体が維持できないということで返納されたという経緯のもとにされたんですけども、今度は、じゃあ地方自治体、いわゆる団体がこれを管理すると、あるいは観光拠点として推進するということだということですけども、観光協会、新会長がおられますから言いにくいんですけども、企画課としてはあれですか、観光協会の職員がこれの任に当たるということですか、それともどっかに付託されるんですか、委託されるんですか。それで、それと同時に、じゃあその委託された方

がどのような仕事をされるんですかという話をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 基本的には観光協会の委託ということで考えておりますけども、業務の内容として、当施設内に食堂の業務を行うスペースがございますので、それらにつきまして他の事業所、団体に再委託を出すときは協議を求めるといことでしております。以上です。

○議長（西川憲雄） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） 公の委託をというぐあいにと考えてらっしゃるようですが、実は、智頭町は観光行政をこれから取り入れて観光交流を促進することだったんですよね、石谷家住宅も含めて。そうしますと、実際に各地区はありますけれども、各地区の中でも、いわゆる智頭宿を中心にしたロケーションを踏まえた形でこれから観光交流を促進することだろうと思うんです。そうしますと、一般の地元の皆さん方が燃え尽きないと、これをあるいは公の方に委託をして商売ができるのか、当初の目的の観光の促進ができるのか、その辺を踏まえると少し、何か考えが定まってないような気がするんです。

こっちが追及するばかりじゃいけませんけども、今各地区で振興される団体もありますよね。まちうちも実は振興をしなきゃいけないんですよ、皆さんが官民一体となってね。そうしますと、どっかで、この塩屋出店というすばらしい場所があるのに、これを使わない手はないんだと思う。ただステージを提供するか、展覧会の会場を提供するとかじゃ目的達成しないと思うんですよ。だからそういう意味合いで、何か地元のほうのまちづくりで一生懸命に頑張ってる団体にその一隅でも使っていただいて、官民一体となる観光交流促進ということを考えてもいいんじゃないかと、私は逆転案してるんですよ、逆質問というか提案をね。だから、そういうことについて、町長に聞けばいいんですけど、ここは一般質問じゃないんで、ひとつもう少し具体的に、観光協会に出して観光協会が次の方と契約をしてってみたい話じゃなくてね、もうちょっと熱がある企画を考えていただきたいと。そのための企画課でしょう。それについてどうですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） ただいまご提案をいただいたように、石谷家住宅、また智頭宿内にある観光関係者、地域住民との連携による観光振興というのが主な業務内容として掲げておまして、観光協会からご提案のあった申請につきまして

でもそれに沿った内容であるというふうに理解しております。観光協会に一方的に委託するというのではなくして、観光協会が広く住民に施設を開放して、地域の核施設としてその魅力を内外に発信できるような施設となるように、今後も町としてもかかわりを持っていきたいと考えております。以上です。

○議長（西川憲雄） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 私も同じくここの塩屋出店の部分についてお尋ねするんですが、初めのこの町長の提案理由の中に、選定委員会ですかね、そういうもので選定したということですが、これは手挙げ方式で、何か複数の応募があって、それに対する選定を行ったという状況でしょうか。そこらについてはどのような状況だったのでしょうか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 今回の指定管理につきましては、智頭町観光協会を、1団体を指定したもので、複数の団体に公募をかけたというものではございません。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） では、これは手挙げ方式でなくって、選定委員会のほうから指名的に観光協会を指定管理者にしようということだったということですか。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 選定委員会からということではなくして、町が指定した指定管理者としての智頭町観光協会を選定委員の方に審査をいただいたという形でございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 町のほうの案を選定委員会で議論をして決定したという、選定過程としてはそうだということでしょうか。

○議長（西川憲雄） そのように答弁したと認識してます。

質問を続けてどうぞ。

○5番（岸本眞一郎） ですから、私、今回のその選定の過程、プロセスですね、今の説明では町のほうが観光協会を推薦し、そのことについて選定委員会がいろいろ議論をして、いいだろうという結論を出したという、そういう今回のこのプ

ロセスがそうだったんですかと聞いております。

○議長（西川憲雄） 岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） そのとおりでございます。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 今回、そうですね、町のほうが推薦ということで、以前この観光協会会長を町長がやって、以前の同僚議員の答弁でもやっぱりそれはふさわしくないのではないかという質問だったんですが、町長は行政と民間が一体になったほうが政策の効果が上がるんだということで問題ないということでした、3月の意見ではね。今回こうやって会長が変わって、また副町長がなってるということですが。ちょっとそこら辺で、前回の町長の答弁でも町長がずっとこれまでもやっても差し支えがなかったと思うんですが、今回、町長から副町長になったという経緯はどのようなものなんでしょうか。

○議長（西川憲雄） 提案理由と少しずれてますんで、ちょっと関連して、もう少し内容を変えて再度質問をお願いいたします。

○5番（岸本眞一郎） 今回、町のほうが指定管理者を観光協会に推薦というか、指定に対しての推薦をしたということですが、その相手先の観光協会のトップですね、トップがきょうの時点では副町長であり以前は町長がやってた。何か、指定管理を出すのに町のトップやナンバーツーが兼任しているところに出すことが果たしてその指定管理ということにそぐうのかどうかということに対して、私は若干疑問があるんです。そこら辺についてどのようにお考えでしょうか。

本来は、指定管理をする大きな意味は、民間というものに指定管理をして効果や経費の節減を図ろうという趣旨があったと思うんでね、それが、指定をするほうと受ける側がほぼ町のトップ、執行部でというのは何か違和感があると思うんで、再度そこらについてお考えを。

○議長（西川憲雄） 審査経過も含めて、ちょっと岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦） 今回の指定管理者として智頭町観光協会を指定したというのは、総合的に判断しまして、その団体の長が町のトップであるとかそういうことではなくして、観光協会の行っている業務、それから、今智頭町が智頭宿一体、智頭町全体を観光振興していくのに、指定管理者としてその拠点となる塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理者に智頭町観光協会がふさわしいということで、総合的に判断をしたものでございます。以上です。

○議長（西川憲雄） 岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 確かに、トップ以外のところについては、これまで観光協会という本来の民間団体というスタンスでの活動をやっていますが、ですが、そのトップの意向というものが大きく反映されますのでね、組織の運営については。ですから、そういう町が指定管理を出すという大きな意味の中には、民間にそこを任せて政策の効果や経費の節減を図ろうという大きな目的がありますので、本来なら、その組織のトップというのは民間である人のほうがふさわしいのではないか。それがあえて町のトップやナンバーツーが兼任する意味合いがよくわかりません。

町長は以前は町と民間が一体になったほうがやりやすいということを書いてたのに、言っておきながら今回変わってますので、なぜ、今これが寺谷町長では、ここがちょっと今質問がふさわしくなければ一般質問なので、そこを関連で聞きますが、どうでしょうかね、そこら辺のその何か、民間なのか民間でないのかちょっとはつきりわかりにくいんですね。町が指定管理に出そうとする団体の性格というものが果たして本当にこれでいいのかなという気がするんですが。そこらについてはどうでしょうか。

○議長（西川憲雄） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私が観光協会の云々かんぬんは別にしまして、実はこの観光行政というのは、ご存じのように姫鳥線というものをターゲットにしたときに、これからいよいよ全開通過するという中で、今までのいわゆる高速道路から石谷家住宅というものをポイントに誘致してございましたけども、なかなかそれだけではまならないという時代に入ってきました。

そこで、今私どもが戦略的に考えておりますのは、もう少し智頭町の観光というテーマの中でパイを大きくするというところであります。石谷家住宅のみならず、ご存じのように学校が統合しました、空き校舎ができました。そこで、今度は各地区、各地域そういうものをいわゆる個性ある地域にさせていただいてパイを広げて、そこにお客様を誘致したいという思いがまず原点にあります。そこで、私としては、いわゆるトータル的にすべてのことの全責任を負っておる立場でありますから、指定管理という大ざっぱに丸投げという的なものでなくて、いわゆるトータル的に智頭町の観光行政ができるような、そういうこともやっぱり見ておかなきゃいかんと、注意していかなきゃいかんと。そういう立場でこれから新しい

戦略を持って観光をやるということでもありますから、今、たまたま酒本議員が質問なされたように、民間のいわゆる智頭町の振興協議会が生まれれば当然一緒になってやる。あるいは各地域の山形、山郷、那岐、土師、富沢、こういう例えば観光的なことをやりたいということになれば当然我々も一緒になってやる。だから総出でやるということで、何もナンバーワン、ナンバーツーが羽ぶりをきかせて自由に思うとおりにやるというような、そういうせこい思いというのは全くなくて、いわゆるトータル的に物を考えて、そしてトータル的に責任を負うという立場で今回そういうことをやるということでもあります。

○議長（西川憲雄）　最後に、質疑が多岐にわたってきましたので最後の質問にしてください。

○5番（岸本眞一郎）　この分についても一般質問ので聞かせてもらいますが、以前この指定管理をする、もう一つは、この塩屋出店の本来の価値というのは、歴史的な建造物で、それを保存して一般にも開放していこうというために指定管理者制度にしていったという経緯があると思うんです。今回は、観光協会が観光の拠点としての場所にしていこうという位置づけですね。そこら辺の整合性ですね。そういう観光拠点としながら伝統建物群というものの保存活用というものがどういうぐあいに並列的になされていくのか、一般客がそういうものを中を見てみたい、建物を見てみたい、庭園を見てみたいというときに、この指定管理をして観光の拠点としたときのそこら辺の本来の目的が障害なしにやっていけるのか、そこらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西川憲雄）　岡田企画課長。

○企画課長（岡田光彦）　今、文化財保護という観点での塩屋出店についてのお話がありましたけども、文化財保護という側面、一面だけではなくして、やはりそのもの自体を活用して多くの町民の方にそこを見ていただき、正しくその価値を理解していただくということで、ひいてはそれが文化財保護につながるというふうに理解をしております。より多くの方に塩屋出店から情報も発信し、そして今、観光ガイドの養成講座のようなことを20数名の方が積極的にまた参加をされておりますので、このガイドの方にも塩屋出店あるいは西河克己映画記念館についての発信をどんどん広げていただいて、そのことをもって文化財の保護にも努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（西川憲雄）　ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

これから、日程第25、報告第6号 法人の経営状況についてを議題とします。  
議案の説明をお願いします。

岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 報告第6号 法人の経営状況について。

サングリーン智頭の決算報告書のほうをお願いします。初めに3ページのほうからお願いします。営業状況でありますけど、造林事業収入2,595万1,884円、前年に比べ244万円程度の増額となっております。

次に、林産事業収入でありますけど、1,679万6,422円、前年と比較しまして、879万円程度の増収となっております。

4ページをお願いします。林製品の売り上げでございますけど、283万8,590円、これにつきましても前年48万円程度の増収となっております。林製品の売り上げの造林事業分でありますけど、931万9,772円、これは約500万程度の減額となっております。その他事業でありますけど、2,803万201円となっておりますけど、これにつきましても283万円程度の減収となっております。総合計でいきますと8,293万6,869円の売り上げを上げております。

次に、5ページのほうをお願いします。サングリーン智頭の貸借対照表であります。

初めに資産の部、流動資産といたしまして、預金3,910万5,297円、未収金で537万1,475円、前払金が202万8,336円、長期前払金で5万2,280円、流動資産合計が4,655万7,388円となっております。

次に、固定資産であります。機械装置で20万6,011円、車両運搬具で245万4,759円、出資金で15万円、固定資産計が281万770円でございます。資産合計が4,936万円8,158円となります。

次に、負債の部であります。流動負債といたしまして預り金が761万7,992円、未払金が289万3,735円、未払法人税等が70万7,500円、未払消費税が66万2,500円、流動負債合計が1,188万1,727円。

次に、固定負債でありますけど、退職給与引当金が1,260万円、負債合計が2,448万1,727円になります。

資本の部であります。資本金で1,985万円、繰越利益剰余金で346万7,971円、積立金が150万、当期利益剰余金が6万8,460円で、資本合計が2,488万6,431円であります。負債資本合計が4,936万8,158円であります。

次に、6ページをお願いします。平成23年4月1日から平成24年3月31日までの損益計算であります。

まず、営業総損益でありますけど、収益が先ほど説明しましたように8,293万6,869円と、費用が4,095万480円、営業総利益が4,198万6,389円であります。この利益から一般管理費、給料手当等の費用、一般管理費合計が4,313万2,046円でありまして、営業損益が114万5,657円となります。これに営業外損益を加えまして、営業外収益の182万6,178円と営業外費用の11万円を差し引いたものが171万6,178円となりまして、経常損益が57万521円となります。

次に、特別損益でございますけど、固定資産の処分損で6万5,990円、固定資産の売却益で27万1,429円となりまして、計20万5,439円となります。これに経常損益の57万521円を加えることで77万5,960円となります。

ここで、法人税と住民税の70万7,500円を差し引いたものが、今期の利益でございます6万8,460円となります。これに前期繰越損益の346万7,971円を加えることで、当期の繰越利益分が353万6,431円となります。

一番上の営業損益につきましては、7ページの一番上の表でご確認いただきたいと思えます。

それから、その下の営業外損益でありますけど、ここでは雑収入なんですけど、この中には、県…の離職者の雇用開発助成金というようなものが入っております。

次に、8ページをお願いします。利益剰余金の処分案でありますけど、まず、今期の未処分利益剰余金といたしまして、当期利益剰余金が6万8,460円、それから、前期の繰越利益剰余金が346万7,971円で、合計353万6,431円でございます。このうち積立金に200万円、次期繰越利益剰余金として153万6,431円を処分しております。以上であります。

○議長（西川憲雄） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑内容は、説明内容のみの質疑となりますので、

ご注意ください。

ご質疑はありませんか。

5番、岸本議員。

○5番（岸本眞一郎） 説明内容についてということですが、もしかしたら、ちょっとあれから外れるかもわかりませんが、本来、サングリーンは後継者育成という大きな任務を背負ったんですが、最近ではその部分がなくなっているんですが、今後大きな出資者としての町としては、また再度そういったサングリーンに後継者とか担い手についての育成を指導するようなお考えとか、そういうものはないんでしょうか。

○議長（西川憲雄） どうでしょうかね、この質問は。本来はそぐいませんが。報告に対しての答弁してください。

それでは、岡本建設農林課長。

○建設農林課長（岡本甚一郎） 経営に関してとか目的に関してといいますのは、またいろいろ考え方もあろうかと思えますけど、当初のその予定というのは、また通していかんといけんだろうなということは当然思ってますけど、それは自治体なりそういうところで決めていただくことありますので、ここでははっきりしたことは今は申せないような状況です。

○議長（西川憲雄） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川憲雄） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

なお、議運を開きたいと思いますので、議運のメンバーの方は会議室に、またその後全協を開きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 2時09分

○議長（西川憲雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第26、陳情についてを議題とします。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告します。

お諮りします。各委員会審査等のため9月14日から9月20日までの7日間

を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川憲雄) 異議なしと認めます。よって、9月14日から9月20日までの7日間を休会とすることに決定しました。

9月13日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月21日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成24年9月12日

智頭町議会議長 西 川 憲 雄

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎